

福岡県医発第1272号(地)

平成18年 9月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



定期の予防接種における日本脳炎ワクチンの取り扱いについて

定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにつきましては、平成17年5月31日付け福岡県医発第468号(地)をもってご連絡申し上げておりました。

今般、定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて、厚生労働省健康局結核感染課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛通知がなされた旨、別紙のとおり日本医師会より連絡がありました。

本通知は、定期の予防接種対象者のうち日本脳炎に感染する恐れが高いと認められる者等その保護者が日本脳炎に係る予防接種を受けさせることを特に希望する場合において、市町村は、当該保護者に対して、定期の予防接種を行わないことはできない旨、留意するよう求めたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省健康局結核感染症課予防接種係において、特に日本脳炎予防接種を希望する方に対応するため、「日本脳炎ワクチンについての説明書」を作成され、各都道府県衛生主管部局予防接種担当者宛に事務連絡がなされていますので、本説明書をご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂





(地Ⅲ104)

平成18年9月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて

さて、定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにつきましては、平成17年5月30日付（地Ⅲ33F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長宛通知がなされました。

本通知は、定期の予防接種対象者のうち日本脳炎に感染するおそれが高いと認められる者等その保護者が日本脳炎に係る予防接種を受けさせることを特に希望する場合において、市町村は、当該保護者に対して、定期の予防接種を行わないことはできない旨、留意するよう求めるものであります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、厚生労働省健康局結核感染症課予防接種係において、特に日本脳炎予防接種を希望される方に対応するため、「日本脳炎ワクチンについての説明書」が作成され、各都道府県衛生主管部局予防接種担当者宛に事務連絡がなされておりますので、本説明書をご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。





健感発第0831001号
平成18年8月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて

日本脳炎については、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて(勧告)」(平成17年5月30日付け健感発第0530001号本職通知)に基づき、予防接種の積極的勧奨をしないよう勧告しているところであるが、同通知については引き続き有効であり、定期の予防接種対象者のうち日本脳炎に感染するおそれが高いと認められる者等その保護者が日本脳炎に係る予防接種を受けさせることを特に希望する場合において市町村は、当該保護者に対して、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、定期の予防接種を行わないこととすることはできないので、その旨留意すること。

なお、同通知に基づいて実施された定期の予防接種については、予防接種法第11条第1項の規定の適用があるので念のため申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245号の4第1項に規定する技術的な助言である。

貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関に対しては、貴職から周知願いたい。

事 務 連 絡
平成18年8月31日

各都道府県衛生主管部局
予防接種担当者 様

厚生労働省健康局
結核感染症課 予防接種係

定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて

本日付けで、日本脳炎ワクチン接種の取扱いに係る通知を発出したところですが、特に日本脳炎予防接種を希望される方に対応するために、別添のとおり「日本脳炎ワクチンについての説明書」を作成しましたので、業務の参考としてください。

日本脳炎ワクチンについての説明書

- ・ 日本脳炎ワクチンについて

現行の日本脳炎ワクチンは日本脳炎ウイルスを感染させたマウスの脳を用い、精製したものです。ワクチンの精製度は高いですが、極めて微量な脳組織成分が残存する可能性や不純物が混入する可能性は完全に否定できません。

- ・ 日本脳炎ワクチンの副反応

健康状況調査報告によると、2日以内に37.5℃以上の発熱が約1.9%認められ、接種局所の発熱・腫脹は約8.9%、発疹が約1.0%みられ、70万～200万回に1回程度、ADEM(急性散在性脳脊髄炎)が発生すると考えられています。なお、平成元年度から平成17年度までに日本脳炎ワクチンを接種した後に死亡された方の中で、ワクチンとの因果関係があるとして健康被害救済制度の認定を受けた方は4名です。

※ADEM(急性散在性脳脊髄炎)とは

ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされていますが、運動障害など神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。予防接種後にみられたADEMの患者さんで、予防接種法に基づく健康被害救済制度の認定を受けた方は、平成元年度から平成17年5月までで14名です。

- ・ 日本脳炎ワクチンの積極的勧奨差し控えについて

平成17年5月30日、厚生労働省は都道府県に対し、定期予防接種として日本脳炎ワクチンの積極的な勧奨を差し控えるよう勧告しました。現行のワクチンの使用と重症のADEMとの因果関係があるとの判断が下されたことにより、より慎重を期するため、このような措置がとられました。

- ・ 現行の日本脳炎ワクチンの接種について

定期の予防接種の対象者のうち、日本脳炎の流行地域へ渡航する方、蚊に刺されやすい地域や環境にある方など、日本脳炎に感染するおそれが高い場合などで、本人や保護者が特に希望する場合には、この説明書をお読みいただき、同意書に署名した上で、現行の日本脳炎ワクチンの接種を受けることができます。

- ・ 重い副反応が起こった時の補償について

予防接種法に基づく予防接種により疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限り、ます。